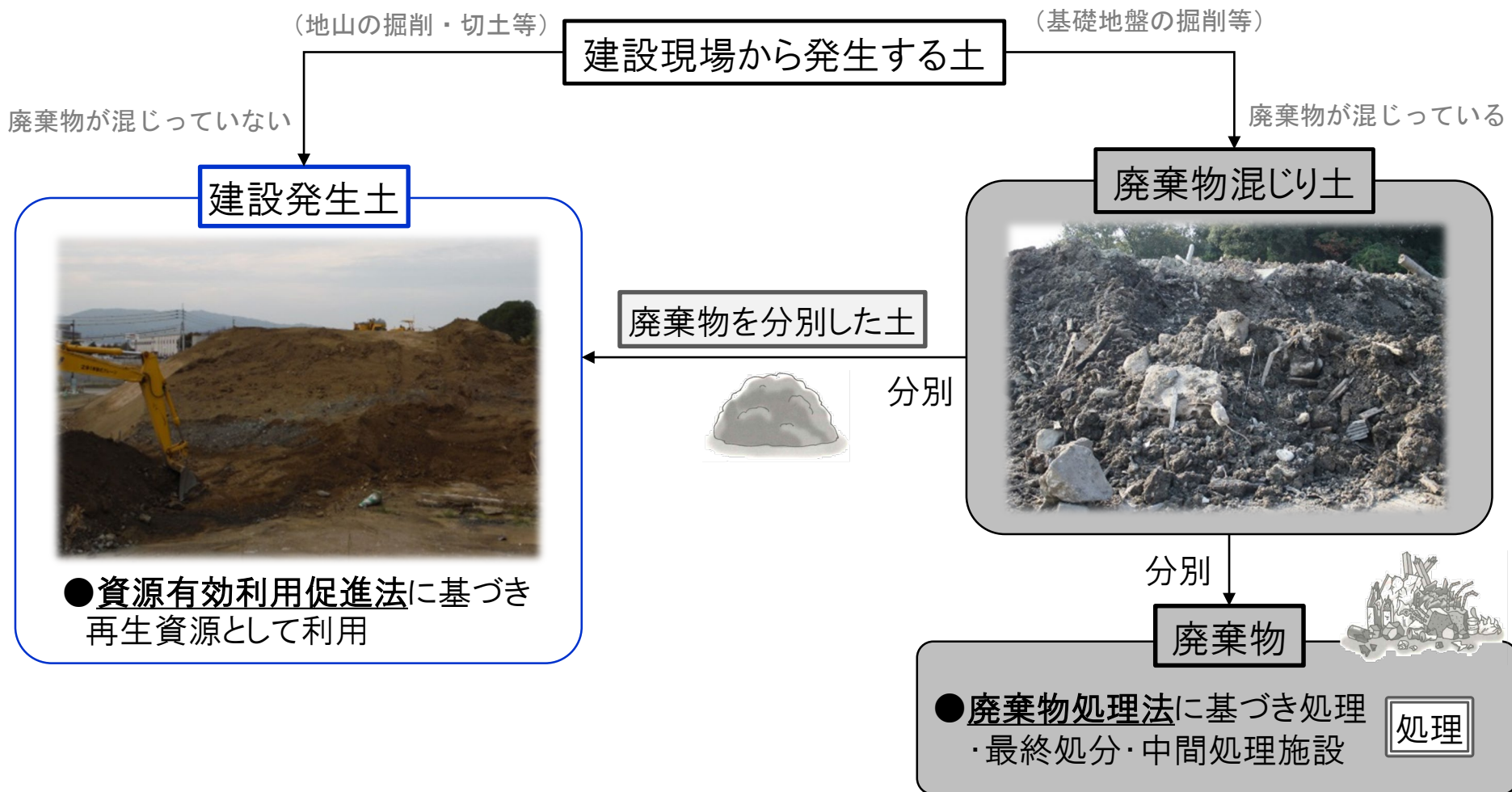




※ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）及び同法施行令（平成3年政令第327号）において、建設工事から発生する土砂（建設発生土）は「指定副産物」に定められ、再生資源としての利用促進が特に必要なものと位置付けられている。

